

◆公欠届

下記の①～⑤の事由により、授業を欠席する場合には、欠席最終日の翌日から1週間以内に証明書類等を添えて教務課に申し出ることにより欠席の扱いにはなりません。なお、申し出た際に渡された公欠届は自身が授業担当教員に提出しなければなりません。提出後、公欠扱いになった授業の措置について、授業担当教員の指示を確認してください。

欠席事由	証明書類等
①学校感染症の治療（表②参照）	通学・出席許可証明書等
②3親等以内の親族の死亡	会葬礼状又はそれに準ずるもの
③本学の教育施設以外で実施する授業等及びこれに関連する説明会等	担当教員の証明、説明会案内文書等
④交通機関の遅延	当該交通機関の証明書又はそれに準ずるもの
⑤裁判員制度の裁判員候補者または裁判員として裁判所へ出頭	呼出状等その事実を証明できるもの
⑥その他大学が認めた場合	当該の証明書又は文書等

【欠席事由に関する注意事項】

①学校感染症による欠席について
学校保健安全法施行規則に定められた「学校において予防すべき感染症」のことを学校感染症と呼び、学校感染症にかかっている場合は、学校保健安全法に基づき、医師の許可が下りるまで出席停止となります。その場合は所定の手続きをすることにより欠席扱いにはなりませんので、所定の期日内に「通学・出席許可証明書（常葉大学ホームページよりダウンロード可能）」を教務課へ提出してください。

ただし、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症により欠席する場合は、「通学・出席許可証明書」の代わりに医師の診断あるいは検査結果等が証明できる書類を教務課へ提出してください。

（こちらの取り扱いに変更がある場合にはポータルサイト等でお知らせします）

なお、教育実習・施設実習・介護等体験前又は実習・体験中に「学校感染症」にかかった場合は、直ちに活動を停止し教職支援センター又は幼児教育支援センター及び教育実習校・体験施設へ連絡してください。

②3親等以内の親族の死亡について
3親等以内の親族の死亡について欠席とならない期間は、原則、以下の通り、死亡日又は葬儀日を含んだ連続の日数となります。法事による欠席は、公欠扱いにはなりません。

1親等（連続7日以内（土日祝日を含む））、2親等（連続3日以内（土日祝日を含む））、3親等（1日）

※試験時における欠席は別掲試験規程によります。

※「特別警報」及び「避難指示」「緊急安全確保」の発令による欠席について

自宅や自分の通学路を含む地域に「特別警報」及び「避難指示」あるいは「緊急安全確保」が発令され、自宅待機や近くの安全な場所への避難を行い、通学が可能になった後は公欠の手続きを取ってください。その際、証明書類等は不要です。（「台風等による注意報・警報等発令時の対応」参照）

※部活動の試合、就職活動等でやむを得ず授業を欠席する場合は、原則、公欠の取扱になりません。部活動の顧問及び授業担当教員へ相談してください。

※集中講義科目については、通常の公欠と同様の対応ができない場合があります。

【表②】学校感染症とその出席停止期間（令和5年5月改訂版）

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

***出席停止の場合は、欠席扱いにはなりません。**

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る） ・特定鳥インフルエンザ ・中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスに限る） ・新型インフルエンザ等感染症 ・指定感染症 ・新感染症	治癒するまで
第二種	・新型コロナウイルス感染症…………… ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）…………… ・百日咳…………… ・麻疹（はしか）…………… ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）…………… ・風しん（三日はしか）…………… ・水痘（水ぼうそう）…………… ・咽頭結膜熱（プール熱）…………… ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎……………	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 【注意】ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157） ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として処置をとることができる感染症	…症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで